

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル実施要領

1 目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）」の趣旨を踏まえ、本市の一般家庭から排出される廃プラスチックの中間処理（収集された廃プラスチックの選別・圧縮・梱包（バール化））業務を円滑かつ確実に遂行し、廃プラスチックのリサイクルによる温室効果ガスの排出抑制やプラスチック資源の循環利用を推進する。

本業務は、受託者が所有する市内の中間処理施設に本市が搬入した廃プラスチック（容器包装プラスチック及び製品プラスチックを含むプラスチック使用製品廃棄物のことをいう。）の中間処理を行い、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）へ適切に引き渡す業務を委託するものである。

この要領は、石巻市プラスチック資源中間処理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく企画提案を受け、プロポーザル方式による市の選定基準により、総合的に審査した上で、最も優れた民間事業者を委託契約締結に向けた受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名	石巻市プラスチック資源中間処理業務		
(2) 業 務 内 容	別紙仕様書のとおり		
(3) 委 託 期 間	契約締結の日から令和１３年３月３１日まで		
(4) 見積限度額	５７９，９４２千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）		
内訳	令和６年度	０千円	
	令和７年度	０千円	
	令和８年度	６４，４３８千円	
	令和９年度	１２８，８７６千円	
	令和１０年度	１２８，８７６千円	
	令和１１年度	１２８，８７６千円	
	令和１２年度	１２８，８７６千円	

3 実施形式

- (1) 審査方式
公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者若しくは次に掲げる要件を満たす者を含んだ法人等を代表とする複数の法人等からなる共同事業体（コンソーシアム）とする。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿（役務提供：一般廃棄物処分）（以下「承認簿」という。）に登録されている者。

ただし、参加資格者名簿に登載されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記書類一式をプロポーザル参加申込書（様式第2号）と同時に提出することで、参加資格があるものとみなす。

ア 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）若しくはこれの写し

イ 印鑑登録証明書若しくはこれの写し

ウ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人県民税、法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税（ある場合））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書若しくはこれの写し

エ 使用印鑑届（本社・本店で契約行為を行う場合のみ）

オ 委任状（支店・営業所等に契約行為を委任する場合）

- (2) プラスチック製容器包装の中間処理業務の実績又は類似業務（ペットボトル・古紙等の圧縮・梱包業務）の実績があり、かつ完了した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (7) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (8) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

5 コンソーシアムで参加する場合の留意事項

- (1) コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの名称をつけることとし、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書（代表構成員及び構成員の記名押印した書面）を締結すること。書式は任意とする。
- (2) 「本要領 4 参加資格」(1)については代表構成員が、(2)についてはコンソーシアムを構成する事業者のうち1者以上が、(3)から(8)までは、コンソーシアムを構成する全ての事業者が要件を満たすこと。
- (3) 代表構成員又は構成員が、単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 スケジュール

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (1) 公告及び実施要領等の公表 | 令和6年9月17日 |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和6年9月24日 |
| (3) 質問書への回答期限 | 令和6年10月1日 |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和6年10月8日 |
| (5) 一次審査（書類審査） | 令和6年10月中旬 |
| (6) 参加資格審査結果通知 | 令和6年10月中旬 |
| (7) 不適合理由説明受付期限 | 令和6年10月中旬 |
| (8) 不適合理由回答期限 | 令和6年10月中旬 |
| (9) 企画提案書の提出期限 | 令和6年10月23日 |
| (10) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング・受託候補者選定） | 令和6年11月上旬 |
| (11) 二次審査結果通知 | 令和6年11月上旬 |
| (12) 非選定理由の説明要求受付期限及び回答 | 令和6年11月上旬 |
| (13) 契約締結 | 令和6年11月中旬 |

7 審査及び業者選定

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を行い審査する。

なお、書類審査による一次審査は、事務局において行う。

- (1) 一次審査（書類審査）

提出された書類について、「本要領 4 参加資格」を満たしているかどうかを事務局で確認する。

なお、期限までに書類を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、後日実施されるプレゼンテーションに参加することはできない。
- (2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング・受託候補者選定）

ア 二次審査は、選定委員会が行い、企画提案書に基づき、参加者がプレゼンテーションを行った後、ヒアリングを経て、選定委員会が提案内容を審査し、受託候補者を選定する。

イ 二次審査は、提出された企画提案書に基づき、審査基準の項目ごとに評価する。

ウ 選定委員会のヒアリングに対する回答も、評価の対象とする。

(3) 評価基準

別紙「石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル評価基準」のとおり

(4) プレゼンテーションについて

ア 実施日・場所

令和6年11月上旬（予定）・石巻市役所（石巻市穀町14番1号）

※日程等の詳細は、別途企画提案書に記載されたメールアドレスあて電子メールで通知する。

イ 実施時間

30分間以内（プレゼンテーション：15分以内、ヒアリング：15分以内）

ウ 出席者数

3人以内（パソコン等機器操作者含む。）

エ 実施方法

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等に基づき、口頭で説明を行うこととする。

パソコンの使用は自由とするが、機材は各自準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

また、パソコンの準備は、プレゼンテーションの15分間には含めない。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、結果の如何にかかわらず、プロポーザル選定結果通知書により全ての審査対象者に通知するとともに、受託候補者として選定された事業者を本市ホームページに掲載する。

ア 通知の発送日 令和6年11月中旬（予定）

イ ホームページへの公表日 令和6年11月中旬（予定）

(6) 非選定理由の説明要求

候補者として選定されなかった事業者は、プロポーザル選定結果通知書に記載する日の午後5時までに、書面（様式は問わない。）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その回答は書面により行う。

(7) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

8 契約の締結について

市は、選定委員会が選定した受託候補者を、随意契約の相手方として業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整が整った場合には、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者が辞退したとき、参加資格要件を欠くと判断されたとき又は契約交渉が不調となったときは、次点者を交渉の相手方とする。

9 参加申込

(1) 申込方法

プロポーザルに参加を希望する候補者は、プロポーザル参加申込書（様式第2号）に(4)の書類を添付して郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。

(2) 提出期限

令和6年10月8日（火）午後5時まで（必着）

（注）封筒表面に「プロポーザル参加申込書等在中」と明記すること。

(3) 提出先

「14 担当課・提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

・ 共通の提出書類

ア 誓約書（様式第3号）

イ 同種業務の実績調書（様式第4号）に業務内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

ウ 会社概要書（様式第6号）

エ 会社の概要がわかるパンフレット（任意様式）

オ 財務関係書類（直近1年分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類

・ 承認簿に登録されていない場合の提出書類

ア 登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはこれの写し

イ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人市民税、法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税（ある場合））の納税証明書若しくはこれの写し、又は未納がないことの証明書若しくはこれの写し

ウ 使用印鑑届（本社・本店で契約行為を行う場合のみ）

エ 委任状（支店・営業所等に契約行為を委任する場合）

オ コンソーシアムに関する協定書の写し（コンソーシアムの場合のみ提出。なお、様式は任意とする。）

(5) 提出部数

1 部

10 参加資格の確認

- (1) 参加資格要件の確認は、プロポーザル参加申込書の提出日を基準とする。ただし、委託事業者の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠くに至ったときは、失格とする。
- (2) プロポーザル参加申込書及び提出書類により参加資格を確認し、令和6年9月下旬までに、参加申込書に記載されたメールアドレスあて、電子メールで結果を通知する。
- (3) 参加資格を有しないとの通知を受け取った候補者は、指定した日の午後5時までに、書面（様式は問わない。）により、不適合の理由について説明を求めることができる。
- (4) 不適合理由の説明要求
不適合理由の説明要求を受けた場合は、その回答は電子メールにより通知する。
- (5) 提出先
「14 担当課・提出先」に記載のとおり
- (6) 質問に対する回答
説明を求めた候補者に対し、書面（電子メール）により回答する。

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法
企画提案書等の提出書類は、郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。
- (2) 提出期限
令和6年10月23日（水）午後5時まで（必着）
（注）封筒表面に「企画提案書等在中」と明記すること。
- (3) 提出先
「14 担当課・提出先」に記載のとおり
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第5号）
 - イ 想定スケジュール（任意様式）
 - ウ 設置予定の中間処理施設の図面（任意様式）
 - エ 提案見積書（様式第7号）
見積書には、1トン当たりの処理単価で消費税を含まない金額を記載すること。
 - オ 上記ア～ウのPDF形式データを収録したCD1枚
- (5) 提出書類の作成方法
 - ア A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「石巻市プラスチック資源中間処理業務」と「商号又は名称」を記載し、様式第5号を1ページとしてまとめ、提出書類を綴じ込むこと。なお、フラットファイルの色は全て同一の色とすること。

イ 提出書類は、A4縦判・横書き・片面印刷・左綴じとし、下段にページ番号を記載すること。ただし、図表等については、必要に応じA3サイズで折り込み可とする。

ウ 提出書類を綴じ込む順番は、別紙評価基準のとおりとする。

エ 様式第6号は、提案者を特定することができる社名等（一般的に適用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載しないこと。

(6) 提案見積書

見積に当たっては、本実施要領「2業務概要（4）」の見積限度額を超えてはならない。

(7) 提出部数 正本1部、副本10部

※副本のフラットファイルには、商号又は名称等を記載しないこと。

1.2 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。

(2) メールの件名

「【業者名】石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル質問書」とすること。

(3) メールアドレス

iswaste@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問の受付期限

令和6年9月24日（火）午後5時必着

(5) 質問への回答

令和6年10月1日（火）までに、市ホームページに掲載する。

1.3 参加に関する留意事項等

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合

ウ 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

エ 企画提案書等に記載された事項が提出条件に適合しないもの

オ 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合

カ 見積書の金額が、見積限度額を超過しているもの

（合計だけでなく各年度の見積限度額を超えないこと）

キ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ク プレゼンテーションを実施しなかった場合。ただし、事故等のやむを得ない理由があったと選定委員会が認めた場合は除く。

(2) 留意事項

ア 石巻市情報公開条例（平成１７年石巻市条例第１７号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第７条第３号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

イ 企画提案書等の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者負担とする。

ウ 企画提案書等の提出期限後の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。

オ 企画提案書等提出された書類は、一切返却しないものとする。

カ プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第８号）により速やかに届け出ること。

キ 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

14 担当課・提出先

石巻市市民生活部廃棄物対策課 循環型推進係 担当 澤田、佐々木

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話 0225-95-1111 内線3373

電子メールアドレス iswaste@city.ishinomaki.lg.jp

窓口受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び石巻市の休日を定める条例（平成１７年石巻市条例第２号）に規定する休日を除く。